

國學院大學学術情報リポジトリ「K-RAIN」

慶長遣欧使節の考古学的研究

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2023-02-13 キーワード: 遣欧使節 作成者: 佐々木, 和博, Sasaki, Kazuhiro メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.57529/00002411

慶長遣欧使節の考古学的研究（要約）

第一部 慶長遣欧使節に対する認識過程の研究

第一章 江戸時代における慶長遣欧使節の認識

江戸幕府のキリシタン禁圧政策の影響を受け、慶長遣欧使節（以下、本文では慶長使節と略記）に関する江戸時代の記録は仙台藩で9点、幕府で2点あるに過ぎない。使節派遣目的は南蛮攻略の事前調査とするものが多く、『寛政重修諸家譜』のみが宣教師ソテロの送還とする。派遣地は『通航一覧』がノビスパニアとするものの、他は南蛮・南蛮国とし漠然とした理解に留まっている。ただ大槻玄沢は支倉はローマまで到了とした。出帆時期は慶長18年とするものが多いが、慶長11年・寛永11年とするものもある。帰国は元和8年とするものが大半を占めるが、「年を経て帰国」と記すものもある。

このように江戸時代においては慶長使節に関する基本的な事項について正確に把握している記録は皆無であり、したがってそれに基づく認識も漠然としたものであった。

第二章 明治時代前期・中期における慶長遣欧使節の認識

明治5年、太政官諜者報告第57号に慶長使節に関する記事がある。そこには窪田敬助の父潔が廃藩置県の際に支倉某将来の由来記や切支丹関係品などを宮城県庁に移管する業務を担当したとある。しかしこのことが明治政府の上層部に伝えられることはなかった。

慶長使節の存在が明治政府に認識される契機は二度あった。第一は明治6年に岩倉使節団とその団員がヴェネツィアの古文書館で相次いで支倉常長の書簡を実見したこと、第二は明治9年の東北巡幸で宮城博覧会に出品されていた慶長使節関係品を明治天皇が観覧し、それが新聞で報道されたことである。岩倉具視はヴェネツィアと仙台で慶長使節関係品を実見したことが契機となり、同使節に強い関心を持ち、その史実の解明に努めた。その成果が明治10年に刊行された『日本使節』と『伊達政宗欧南遣使考』であった。

岩倉具視の慶長使節に対する強い関心は政治的意図も含んでいた。密かに政府助成金を得ていた英字新聞Tokio Times（明治10年1月6日創刊）は政府対外広報紙という性格を持っていた。創刊号に掲載された「17世紀における日本とローマ」と題する長大な記事は日本の西欧外交の先蹤としての慶長使節を欧米に広報することを意図したものであった。

慶長使節に対する認識は関係資料の収集によってより確かなものとなった。国内では明治13・14年に伊達家所蔵の使節将来品一刀剣とパウロ五世像一が公開され、慶長使節関係品の全容が明らかとなった。また明治15年にセベリア市役所所蔵の伊達政宗書状が、明治21年にローマのボルゲーゼ家所蔵の支倉常長像が、明治22年にローマ教皇宛伊達政宗書状が相次いで発見された。さらに明治32～35年に明治政府は村上直次郎を西欧に派遣し、在欧の天正・慶長使節関係史料の悉皆的調査を行わせ、その成果は『大日本史料』第11編之別巻ならびに第12編之12として結実した。

第二部 慶長遣欧使節関係資料の考古学的研究

第一章 慶長遣欧使節関係資料の構成と藩政期における保管

国宝・慶長遣欧使節関係資料（以下、本文中では慶長資料と略記）47点は現在一括して仙台市博物館が所蔵している。しかし江戸時代における同資料の保管は二系統に分かれて

いた。第一は伊達政宗に贈られた刀剣2口とパウロ五世像で、伊達家が直接保管していた。第二は仙台藩切支丹所保管のもので、上記3点を除く44点である。これらは遣欧使節支倉常長の将来品として注目と関心がもたれる一方、支倉家からの没収品であることも認識されていた。またキリスト教関係品が資料群を形成しているという認識はあったが、馬具が一定のまとまりを持っているという認識は希薄であった。

慶長資料のうちまず関心が寄せられたのは肖像画2点—支倉常長像とパウロ五世像—とローマ市公民権証書である。ラテン語で記されている後者は明治9年に英国公使館の協力で支倉宛の公民権証書であることが判明した。この他の絵画・服飾・キリスト教関係の資料については美術史や服飾史の観点から研究が行われているものの、刀剣2口と馬具についての研究は皆無に等しい。文部科学省は国宝・慶長資料を「慶長遣欧使節に関する一括資料で」「いずれもその折に将来されたもの」と断定するが、尚早で支持できない。

慶長資料の短剣は伊達家所蔵刀剣目録『劍槍秘録』（寛政元年）に支倉常長が南蛮から持参し伊達政宗に献上した南蛮剣であるとある。また同資料の馬具は仙台藩切支丹所保管のもので鞍（2背）・鐙（1双・1隻）・轡（2口）・野沓（1具）・四方手（1具）から成り、キリスト教関係品と共に資料群を形成している。このように見てくると慶長資料における短剣と馬具の歴史的位は等閑視できないことがわかる。

第二章 慶長遣欧使節関係資料における刀剣の基礎的理解

短剣は「護拳付き剣」と「クリス形剣」の2口から成る。この呼称は『昭和41年3月 慶長遣欧使節関係資料議案説明書』に記されているが便宜的なもので、固有名称ではない。前者はその特徴からスリランカ固有のカスターネ、後者はインドネシアを中心に分布するクリスと特定できる。ここではそれぞれを仙台カスターネ、仙台クリスと仮称する。

仙台カスターネは象牙製柄にシンハ（ライオンをモチーフにした空想動物）を彫刻し、真鍮製の護拳先端にはサラペンディア（頭部がライオンで身体が鳥の空想動物）が表現されている。刀身に反りはなく、先端部は擬似刃である。棟および棟と擬似刃の境目に銀象嵌の装飾がある。また区下の両面にも銀象嵌による文様とマークがある。特にマークには「N」字が見られ、ヨーロッパとの関係が窺われる。刀身が直身であることからコッテ時代（1414～1597）のもので、その格式は象牙製柄であることから高いとすることができる。

仙台クリスの剣身は金の花模様で装飾し、鏢にも同様の装飾を施し、赤色貴石を嵌め込む。柄は木製半跏人物像で腰帯のバックルにガルダを表現する。基部装着金具にも赤色貴石を嵌め込む。鞘は一木製でアラス・アラサン模様で飾り、鞘頂部には心臓をX字状に射抜く二本の矢を描く。これらを総合すると製作地はジャワ島東部からバリ島で、格式は高いと考えられる。心臓を貫く矢はインドネシアで見られないモチーフでアウグスティン会の紋章に酷似する。ジャワ島（バリ島）製であること、ゴアのアウグスティン会との関わりが考えられることから、その年代は1572年から1620年の間に求められよう。

第三章 慶長遣欧使節関係資料における馬具の基礎的理解

馬具の年代と製作地を中心に鞍橋・鐙（輪鐙）・轡（大勒馬銜）・野沓・四方手の順に考察する。鞍橋には木芯革張り鞍橋（鞍A）と木製鞍橋（鞍B）がある。鞍Aは鉄製居木であること、後輪の立ち上がりが顕著であること、前輪に円形突起があることから16世紀第4四半期から17世紀中葉のヨーロッパ製とすることができる。鞍Bは前輪中央頂部が凹字形であること、居木が幅広であることから製作地は中国で、年代は1460年代以降清代初期

の間に求められる。鐙（輪鐙）は一双（片鐙）のもの（鐙A）と一隻のもの（鐙B）がある。鐙Aの年代および地域は酷似する鐙がベルギーに現存し、16世紀のイタリア製とされていること、鐙枝のレリーフがカンデラブルムとグロテスクの範疇で捉えられることなどにより、16世紀後半から17世紀前半のイタリア製と考えられる。鐙Bは鐙枝頂部に大きな球を取り付け、鐙革通しがD字形であること、さらに鐙枝前面に銀象嵌を施し、そのなかに双獅戯球文が表現されていることから16世紀の明代のものと考えられる。轡はアラビアからヨーロッパで使用された大勒馬銜で、日本通有の小勒馬銜ではない。慶長資料の轡は馬銜身・馬銜枝・轡鎖の特徴からヨーロッパ製で年代は17世紀とすることができる。野沓は鞍橋から垂下し鐙と繋ぐ力革が切付に当たるのを防ぐためのもので、日本特有の馬具である。一文字形（A型）が13世紀第2四半期から16世紀末、L字状に屈曲するB型が16世紀以降に存在する。慶長資料の野沓はB型に属する。四方手と同機能を有する馬具は世界各地にあるが、環状のものはなく、これも日本固有の馬具とすることができる。日本の四方手の形態は絹だけのもの（A型）、管状のもの（B型・C型）、環状のもの（D型）があり、A型の年代は把握しにくい、B型は13世紀中葉から16世紀第3四半期に、C型は14世紀に、D型は16世紀にそれぞれ存在していた。

馬具の検討結果はつぎの三点に要約できる。①鞍A・鐙B・轡はヨーロッパ製で慶長使節の将来品である、②鞍B・鐙Bは中国・明の特徴を備えているため同使節の将来品とするのは難しい、③野沓と四方手は日本固有の馬具で、同使節の将来品ではない。

慶長資料のうち美術史・服飾史の研究対象とされたものと今回の研究対象とした短剣2口および馬具の研究結果はつぎの三点にまとめることができる。第一は江戸時代における保管の違いの重要性の認識である。伊達家保管資料は慶長使節派遣の主体者である伊達政宗に贈られたものであるのに対して切支丹所保管のものは支倉家から没収したものであり、資料の基本的な性格が異なる。第二は短剣2口についてである。いずれもヨーロッパとの関わりを持つものではあるが、製作地域が慶長使節の経路からはずれたアジアで、かつトリデシリヤス条約におけるポルトガルの潜在的支配地域に含まれることである。第三は切支丹所保管資料44点のなかに日本製品が含まれることである。これは44点すべてが慶長使節の将来品であると断定できないことを意味する。

第四章 慶長遣欧使節関係資料の歴史的位

伊達家保管資料は伊達政宗に贈られたものである。パウロ五世像はヴァチカン美術館に酷似する全身画像が現存していることから、それを模写し、教皇あるいは教皇庁が贈物としたと理解できる。政宗にとって最も重要な人物は教皇とスペイン国王フェリペ三世であった。このことから短剣2口はフェリペ三世からの贈物と考えられる。フェリペ三世がクリスを義母に贈っていること、やや時代が降るがスリランカと当時直接の関わりを持たないイギリスの大佐がカスターネを所有していたこと、短剣2口にいずれもヨーロッパとの関わりを示す紋章様のモチーフが認められることなどが根拠となる。

切支丹所保管資料に関する研究成果はつぎの三点にまとめることができる。すなわち①仙台藩の没収品であること、②支倉常長あるいは支倉家に関わるものが中心であること、③慶長使節関係品ばかりでなく、経路外地域の製品や純日本製品が含まれていることである。したがって切支丹所保管資料は支倉常長あるいは支倉家の私的なもので、慶長使節に関係する品々ばかりではなく、それ以外の機会に入手した品々が含まれていると指摘でき

る。切支丹所保管資料の歴史的 position は慶長使節に限定されるものではないのである。

第五章 慶長遣欧使節関係資料の歴史的意義

慶長資料の歴史的意義を考えるうえで前提となるのはつぎの三点である。まず伊達家保管資料は慶長使節の公的側面を強く反映していること、つぎに切支丹所保管資料は本来、支倉常長および支倉家の所有品であったものであるから、私的性格が強いこと、さらに切支丹所保管資料には三つの系統があることである。すなわち第一の系統は慶長使節と直接的な関係をもつ将来資料、第二は同使節の経路外の将来資料、第三は純日本製資料である。

伊達家保管のパウロ五世像は同教皇あるいは教皇庁が遠隔地に自画像を贈るという伝統に基づいて贈ったものである。短剣 2 口はポルトガルの潜在的支配領域のスリランカおよびジャワ島（バリ島）で製作されたものである。フェリペ三世はこのときポルトガル国王フェリペ二世でもあった。フェリペ三世はスペインの潜在的領域を経路とした慶長使節に対してポルトガルの潜在的領域にもその力が及ぶことをこの短剣 2 口を政宗に贈ることによって示したと考えられる。その背景にはイギリス・オランダの東インドへの進出を食い止めたいとする意図があったものと思われる。

切支丹所保管資料のうち慶長使節と直接的な関係を有する将来資料は支倉常長と関わるものと考えられる。このうちキリスト教関係品には一般信者が所有し難い祭服（カズラ）やメダイ（プラケット）が含まれている。またヨーロッパ（イタリア）製の鞍 A・鎧 A・大勒馬銜がまとまっていることも注目される。これらは常長がローマ教皇に個人的に請願をした項目—私的礼拝所の設置と騎士叙任—に対応するものと考えられる。

慶長使節の経路外の将来資料に明代の鞍 B と鎧 B がある。当時の明からマニラへの輸出品に鞍・鎧は見られないから、常長がフィリピンで入手したとは考え難い。常長と明との関わりは文禄の役に見出せる。豊臣秀吉の命を受け、政宗は文禄 2 年に朝鮮に渡った。このとき常長も従軍した。鞍 B は前輪頂部が凹み、鎧 B には双獅戯球文が認められる。前者と同類の鞍は天正 20 年の明・朝鮮軍による平壤城の攻撃を描いた《平壤城攻防図屏風》に、後者と同類の文様は松浦鎮信が慶長の役で明軍から得た唐太鼓の鼓面に描かれている。このことから鞍 B・鎧 B は文禄の役で入手したものと考えられる。

純日本製の野杓と四方手は仙台藩が支倉家から没収した際に紛れ込んだもので、直接、慶長使節との関係はないと思われる。

第三部 慶長遣欧使節関連資料の考古学的研究

第一章 瑞鳳殿出土の欧州系副葬品

伊達政宗の霊廟・瑞鳳殿出土の欧州系銀製品は縦 4.5 cm、横 4.2 cm の環状で中央に棒が通り、一端に径 1.1 cm の環が直角に取り付くもので、報告書では「ペンダントのような、ヨーロッパ製の服飾品ではないか」とする。しかし類例の提示が全くなく類推の域を出ない。そこで政宗が生存した 16 世紀後半から 17 世紀前半の年代を有する同形態の金属製品を渉猟した結果、欧米を中心に多くの類品を見出し、剣帯の提鑲付バックル（2 個一組）であることが判明した。この銀製品は服飾品ではなく武器関連品だったのである。

金製品は 10 個の小円盤と留針付き金銅小円盤を環状に並べたもので、直径は 4.3 cm ほどである。報告書では同形態のブローチがティムールに扮したエドワード・アレン（1566～1622）の肖像画に認められることから、16～17 世紀の男性用とするが、論証方法に問題が

ある。この肖像画からは役者の年代ではなく扮した人物の年代を読み取るべきである。アレンはティムール（1336～1405）の時代をイメージできるものとしてこのブローチを身に付けていたと考えると、ヨーロッパでの出土例が12～15世紀の年代を示すことと矛盾しない。また金銅小円版と留針は一体で、ブローチの留針としては、金属疲労を考慮すると不適といえる。この金製品は政宗の生存期間の少なくとも150年以上前に盛行したリングブローチであること、また留針の作りがブローチとして不適であることから当面「リングブローチ様金製品」と仮称しておくのが適切であろう。ただ形態や素材から服飾品あるいは装身具として製作されたと想定することは許されよう。

欧州系副葬品として、この他に鉛筆・板ガラスを嵌めた筆入れがある。ただ圧倒的多数を占めるのは欧州系以外の副葬品で、それらは武器・武具および関連品、服飾・化粧用具、文具の三類に大別できる。欧州系副葬品の銀製品は武器・武具および関連品、金製品は服飾・化粧用具、鉛筆と筆入れは文具にそれぞれ対応する。ここには政宗が副葬品で日欧の二つの世界を表現しようとした意図が窺える。

第二章 宮城県大和町西風の五輪塔

支倉常長の帰国後の消息は判然としない。このこともありその墓所については諸説あるが、主要な説はつぎの三説である。仙台北山の光明寺説は常長の嗣子常頼との関係から唱えられ、黒川郡の東成田説は「承応三年二月十七日 支倉氏」を根拠とするが、年代および「支倉氏」を常長とすることに問題がある。柴田郡の支倉説はかつて支倉氏の知行地であったことを根拠とするが、常長との直接の関わりはない。そこで、ここでは黒川郡西風五輪塔説を新に提唱する。

常長の実父常成は系図によれば黒川郡大森村に居住し、その後同郡富谷下ノ原村に移住したとある。江戸時代に富谷下ノ原村は存在せず、正しくは同郡吉田村下ノ原のことである。下ノ原隣接の西風（明治以降に認められる小字）に無銘の五輪塔3基が現存し、支倉六右衛門の墓との伝承がある。これらの年代は形態的な特徴から17世紀前半と判断できる。文献史料ではつぎの三点に注目したい。第一は政宗の当初の計画はメキシコまでで、その後スペイン・ローマまでの派遣が追加され、常長は急遽スペイン・ローマまでの遣使として選任されたこと、第二は遣使に選任されたとき、常長は常成の「不届」に連座して「追失」「闕所」の処分を受けていたこと、第三は遣使指名後、常長の知行高は旧に復し、知行地は小山村（現岩手県奥州市）から仙台城に近い場所に移されたことである。

西風の五輪塔は下ノ原に建立されたものであることから、政宗は常長の新知行地として常成の旧知行地の一部を充て、屋敷を下ノ原に与えたと考えられる。このことから3基の五輪塔は常成・常長等の墓である可能性がある。